# 企画競争実施の公示

平成 29 年 9 月 28 日

近畿運輸局 観光部 国際観光課長 廣瀬洋一

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1．事業概要

（1） 事業名

ビジット・ジャパン地方連携事業 「OTAを活用した FIT 向けプロモーション事業」

（2） 事業目的

本事業はビジット・ジャパン地方連携事業（以下、VJ地方事業という）の一環として、近畿運輸局と大阪市、神戸市、堺市で構成する阪神堺三都市外客誘致実行委員会等（以下「連携先」という）が連携して実施するもので、訪日リピーター率が8割を超える成熟市場である台湾・香港市場を対象とし、訪日旅行のFIT化をふまえたOTAとの連携プロモーション実施により、関西への誘客を図ることを目的とする。

（3） 事業の概要

訪日リピーター率が 8 割を超える成熟市場である台湾・香港市場のうち、オンライン手配層を対象とし、訪日旅行を行うFIT 向けの旅行商品を多数取り扱っているOTA のサイトで、大阪市、神戸市、堺市内の観光地の魅力を紹介するため、広告用の動画もしくはフラッシュバナーを作成し、OTA サイトに掲載し、PR を行うことで関西への誘客を図る。

また、OTA のサイトで取り扱う大阪市、神戸市、堺市内の旅行商品のサプライヤーとなる観光関連事業者に対して OTA の市場や掲載条件等の説明を行った上で、同 OTA サイトに掲載し、販売を促す。

（4）事業の内容

ⅰ.個人旅行者向け動画等の制作

オンライン手配を行う消費者向けに、大阪市、神戸市、堺市の観光地の魅力を紹介する広告用の動画もしくはフラッシュバナーを制作する。

①対 象 国　東アジアの訪日ボリューム層（台湾・香港）
②ターゲット　一般消費者
③制作時期　平成29年11月頃
※掲載時期は近畿運輸局及び連携先と調整の上、決定する。
④内　　容　大阪市、神戸市、堺市（USJを含む）の魅力を紹介する広告用の動画もしくはフラッシュバナー（1 分以内、1 本）

ⅱ.OTAでの動画等の掲載による広告PR及び旅行商品の掲載・販売の促進

①一般消費者の旅行手配に直接的に働きかけるため、4．ⅰ.で制作した動画等を東アジア現地のOTAのサイトに掲載し、広告PRを行う。

②大阪市、神戸市、堺市内の旅行商品を東アジア現地のOTAのサイトに掲載し、販売を促す。
販売する旅行商品は、FITからのニーズが高い交通パスを始めとする着地型商品を基本に、OTAの販売意向を加味したうえで、連携先と調整のうえ決定する。（宿泊は除く）

③連携先と調整のうえ、OTAでの商品掲載・販売に際し、観光関連事業者に対して説明もしくは説明会を行う。

・対 象 国　東アジアの訪日ボリューム層（台湾・香港）
・ターゲット　一般消費者
・商品販売数　交通パスを含む旅行商品を各都市3種類程度
・掲載OTA　東アジア現地を拠点とし、着地型商品の販売を中心とする有力OTA
・動画等掲載期間　商品販売期間のうち 1 か月間

（観光関連事業者に対する事業説明の実施）

①観光関連事業者に対して、OTA市場の概要についておよび当事業の目的や概要についての説明の実施
②連携先、OTAと事前調整を行った上で、観光関連事業者に販売手数料や販売期間等についての具体的な説明の実施

2. 企画競争参加資格要件

（1） 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
（2） 平成 28・29・30 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」において、競争参加地域が「近畿地区」の一般競争参加資格を有するものであること（但し、地方自治体を除く）。
（3） 近畿運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
（4） 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

（1） 担当部局
〒540-8558 大阪市中央区大手前 4－1－76 近畿運輸局観光部国際観光課
TEL 06-6949-6796 FAX 06-6949-6135
（2） 説明書の交付期間、場所及び方法
平成 29 年 9 月 29 日（金）から平成 29 年 10 月 13 日（金）まで、場所は上記（1）に同じ。
（3） 企画提案書の提出期限、提出先及び方法
平成 29 年 10 月 16 日（月） 17 時、提出先は上記（1）に同じ。
持参又は郵送（書留郵便に限る。）にて、8 部提出のこと。（書式は、A4 縦、横書き、左綴じとする。）
（4） 説明会の日時及び場所等
説明会は実施しない。
（5） 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所
ヒアリングは実施しない。

4. その他

（1） 手続きにおいて使用する言語及び通貨 ： 日本語及び日本国通貨に限る。
（2） 関連情報を入手するための照会窓口 ： 上記3.（1）に同じ。
（3） 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
（4） 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
（5） 提案書及び提出書類等に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
（6） 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
（7） 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
（8） 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
①特定した企画書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
②企画競争の参加者毎の審査及び評価項目毎の得点及び合計点
（9） 事業の詳細は説明書による。